

和歌山市 介護保険の現状と特徴



【 2024年8月作成 】

和歌山市の現状と特徴を把握することで、“介護”に対する認識を深めていただければ幸いです。



次ページからは

- 現状 . . . 高齢化率、要介護認定率、介護保険料
高齢独居世帯率、高齢夫婦世帯率
- 特徴 . . . 給付月額
他市との比較

そしてまとめ、です！



目次

和歌山市の高齢化率	1
和歌山市の要介護認定率	2
和歌山市の介護保険料	3
和歌山市の高齢独居世帯率	4
和歌山市の高齢夫婦世帯率	5
和歌山市の介護保険の特徴 ～給付月額～	6
県内他市との比較 ～要介護認定率～	7
県内他市との比較 ～給付月額～	8
県内他市との比較 ～保険料～	9
中核市との比較 ～要介護認定率～	10
中核市との比較 ～給付月額～	11
中核市との比較 ～保険料～	12

目次

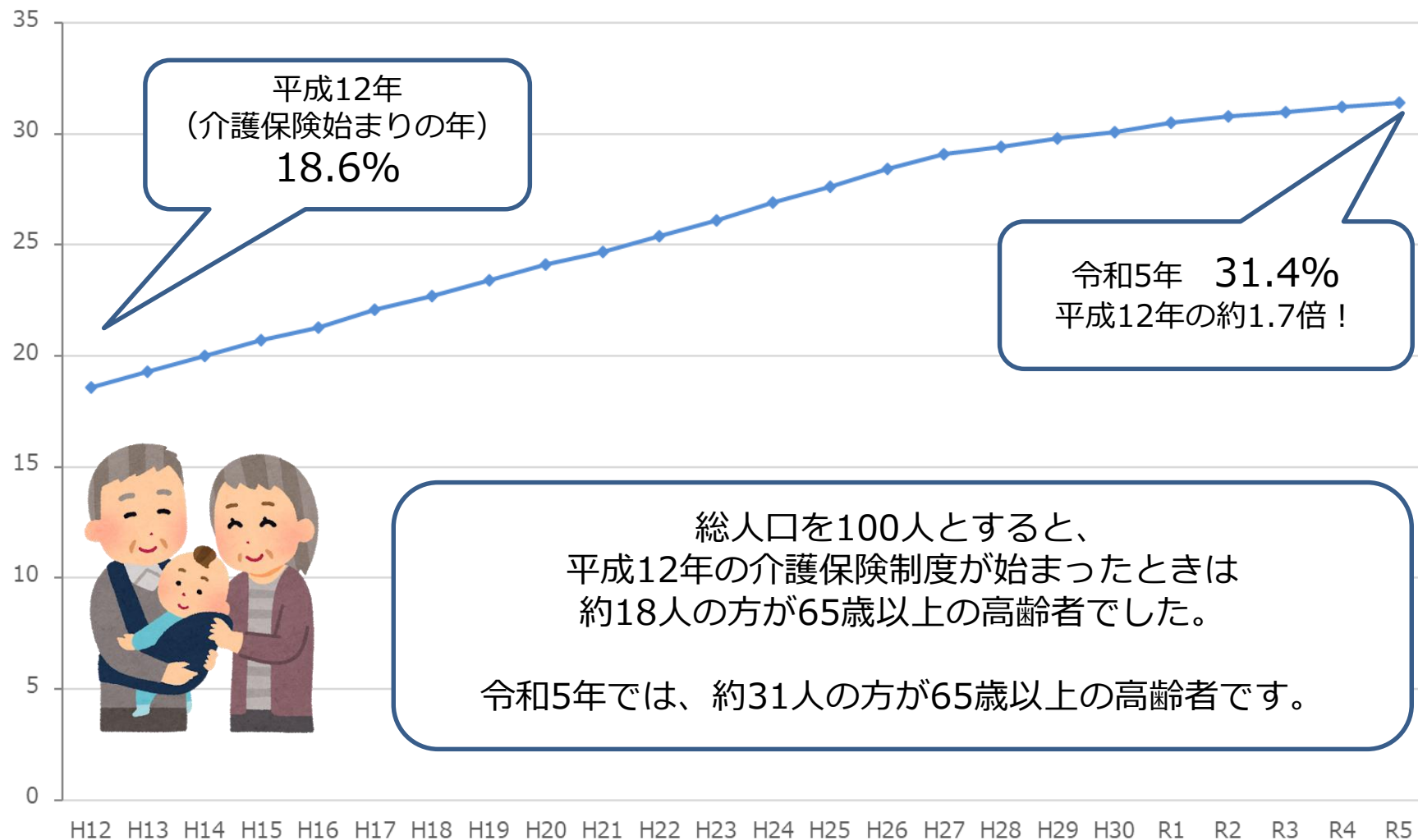


和歌山市 介護保険の現状まとめ①	・ ・ ・ ・ ・	1 3
和歌山市 介護保険の現状まとめ②	・ ・ ・ ・ ・	1 4
和歌山市 介護保険の特徴まとめ	・ ・ ・ ・ ・	1 5
現状と特徴から考えられること	・ ・ ・ ・ ・	1 6
現状と特徴のはてな	・ ・ ・ ・ ・	1 7
介護保険法では	・ ・ ・ ・ ・	1 9
最後に	・ ・ ・ ・ ・	2 2
補足①	・ ・ ・ ・ ・	2 3
補足②	・ ・ ・ ・ ・	2 8
補足③	・ ・ ・ ・ ・	2 9

和歌山市の高齢化率

年々上昇中！

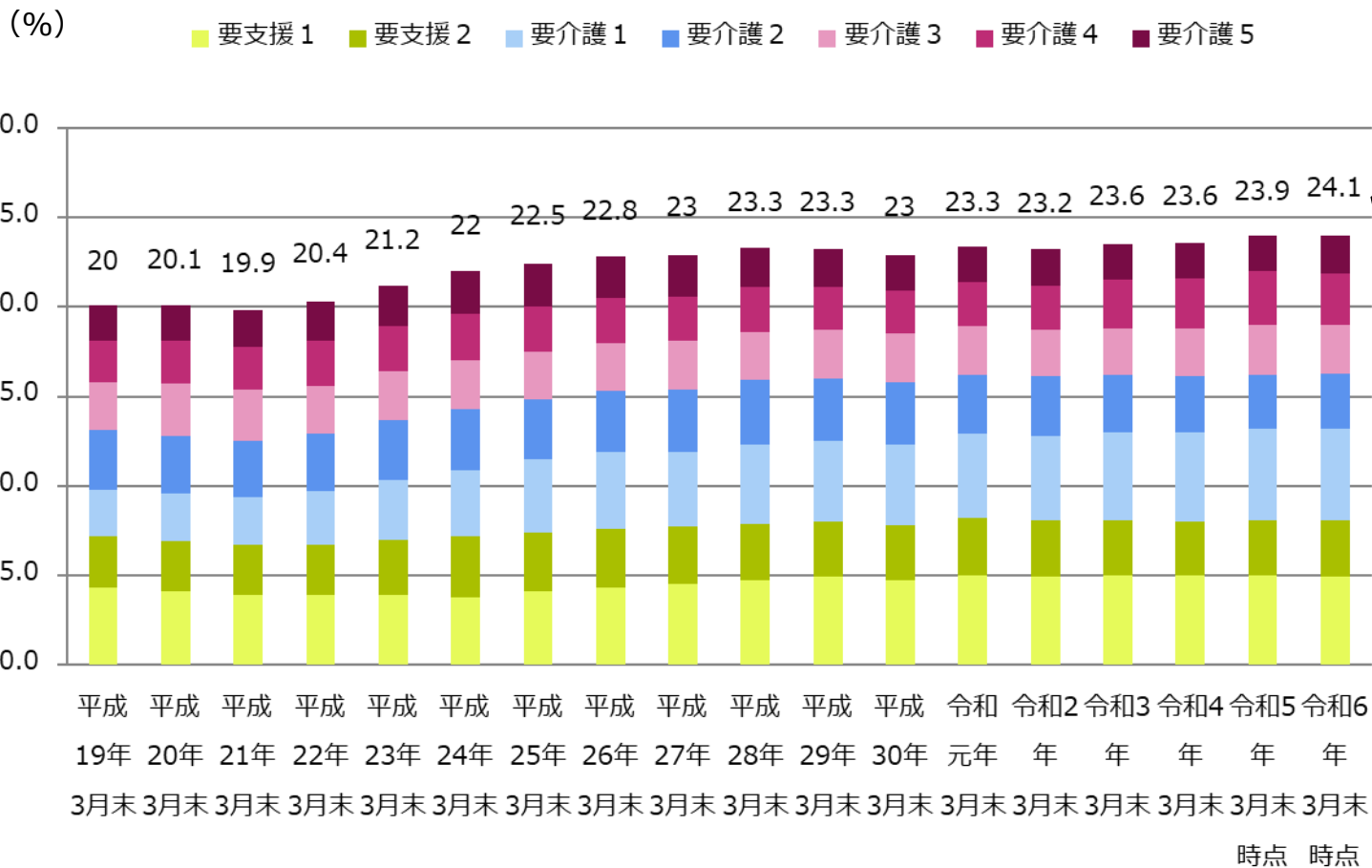
(%) 高齢化率とは・・・65歳以上の高齢者の方の人口が、総人口に占める割合のことです。



(出典) 総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

和歌山市の要介護認定率

要介護認定率とは・・・65歳以上の高齢者の方のうち、介護保険の認定を受けている方の割合です。



65歳以上の高齢者の方100人中、約24人の方が、加齢や病気等に伴う身体機能の低下等により、支援や介護が必要であるとの認定を受けています。

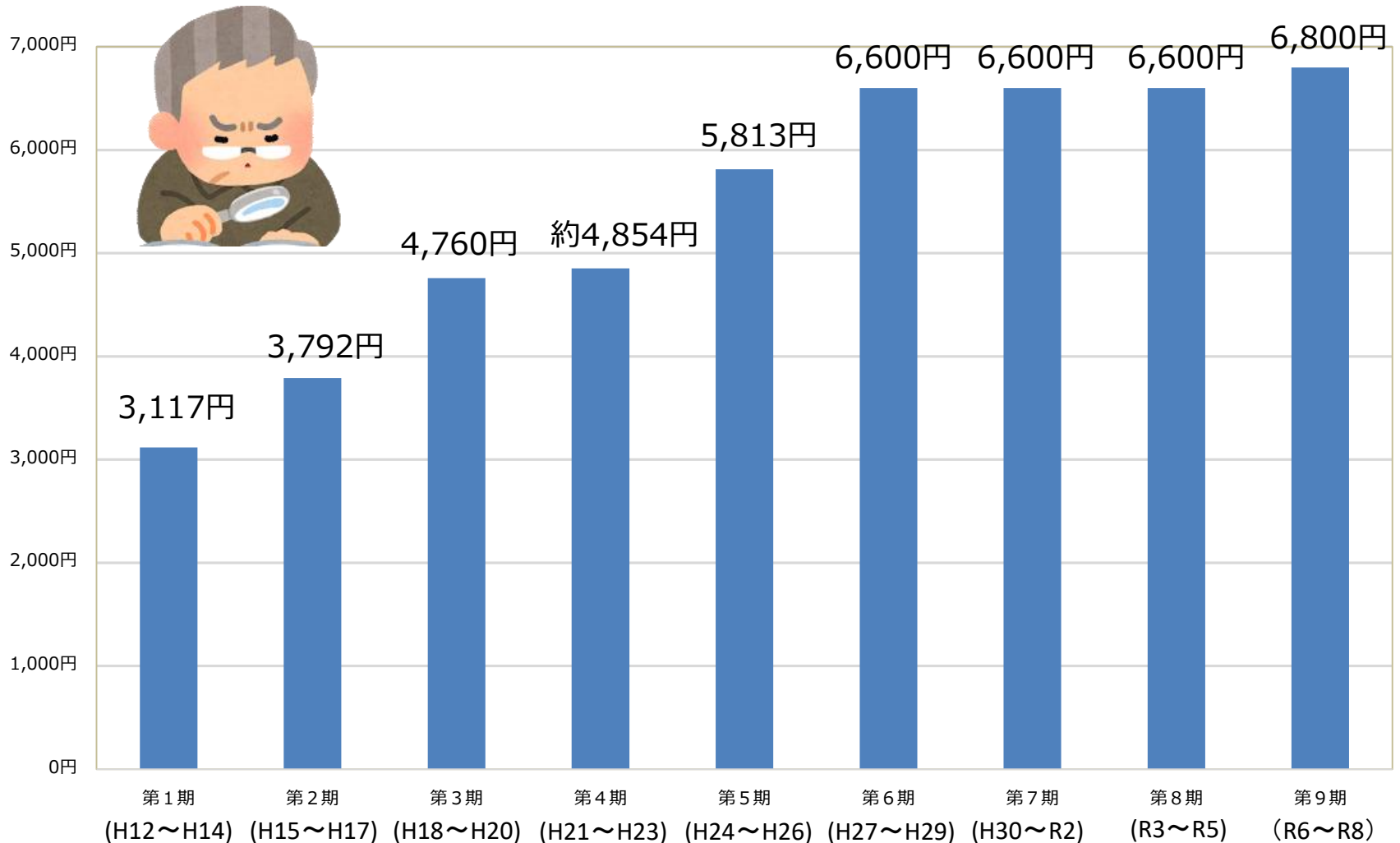


(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報 (令和4,5,6年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

和歌山市の介護保険料

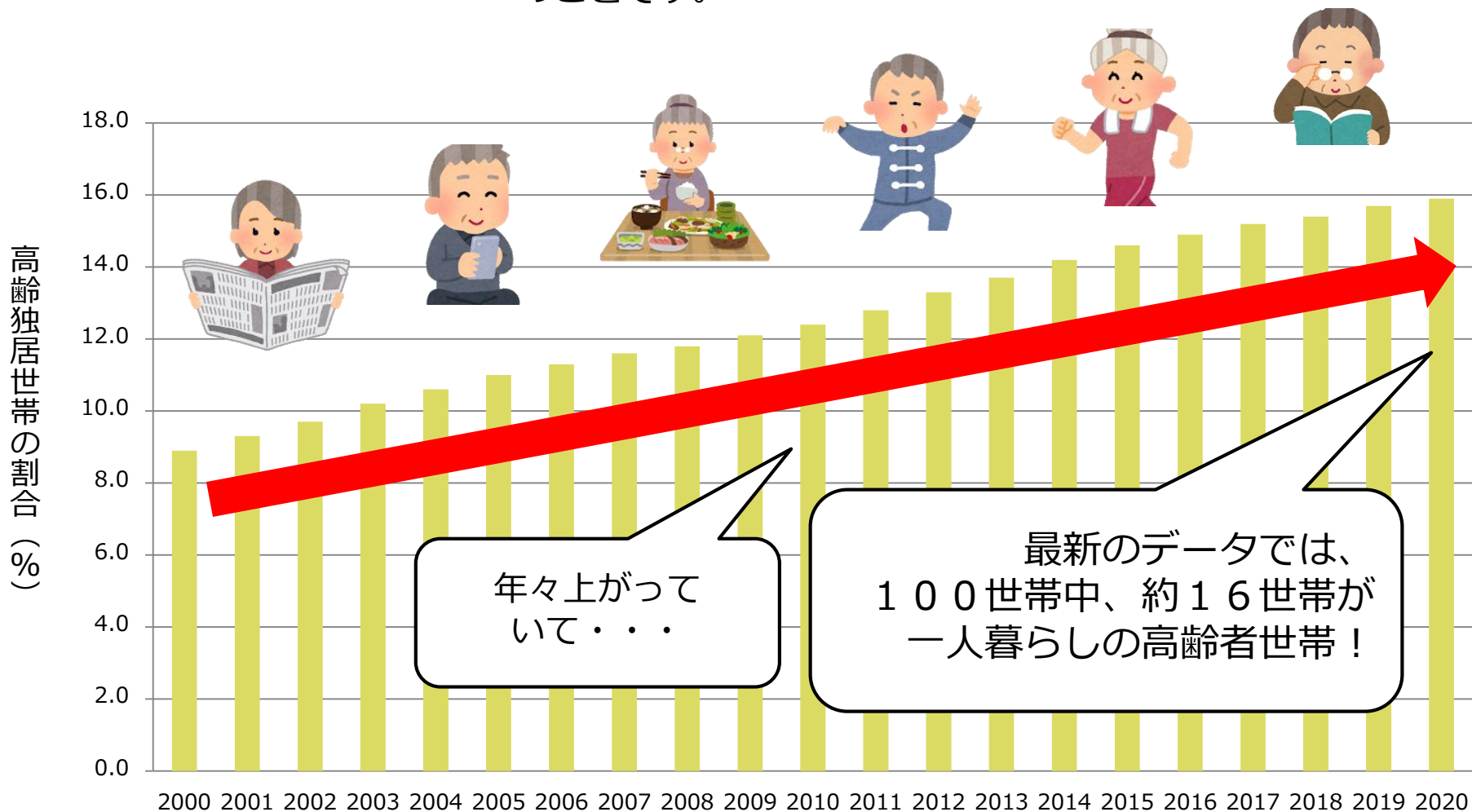
基準月額については補足①
(P.23) をご覧ください！

介護保険料は、3年ごとに改定されます（例外年有り）。
介護保険が始まった当初（第1期）、保険料の基準月額は3,117円（介護保険料基準額37,404円）でしたが、以降上昇を続け、第9期では基準月額6,800円（介護保険料基準額81,600円）です。



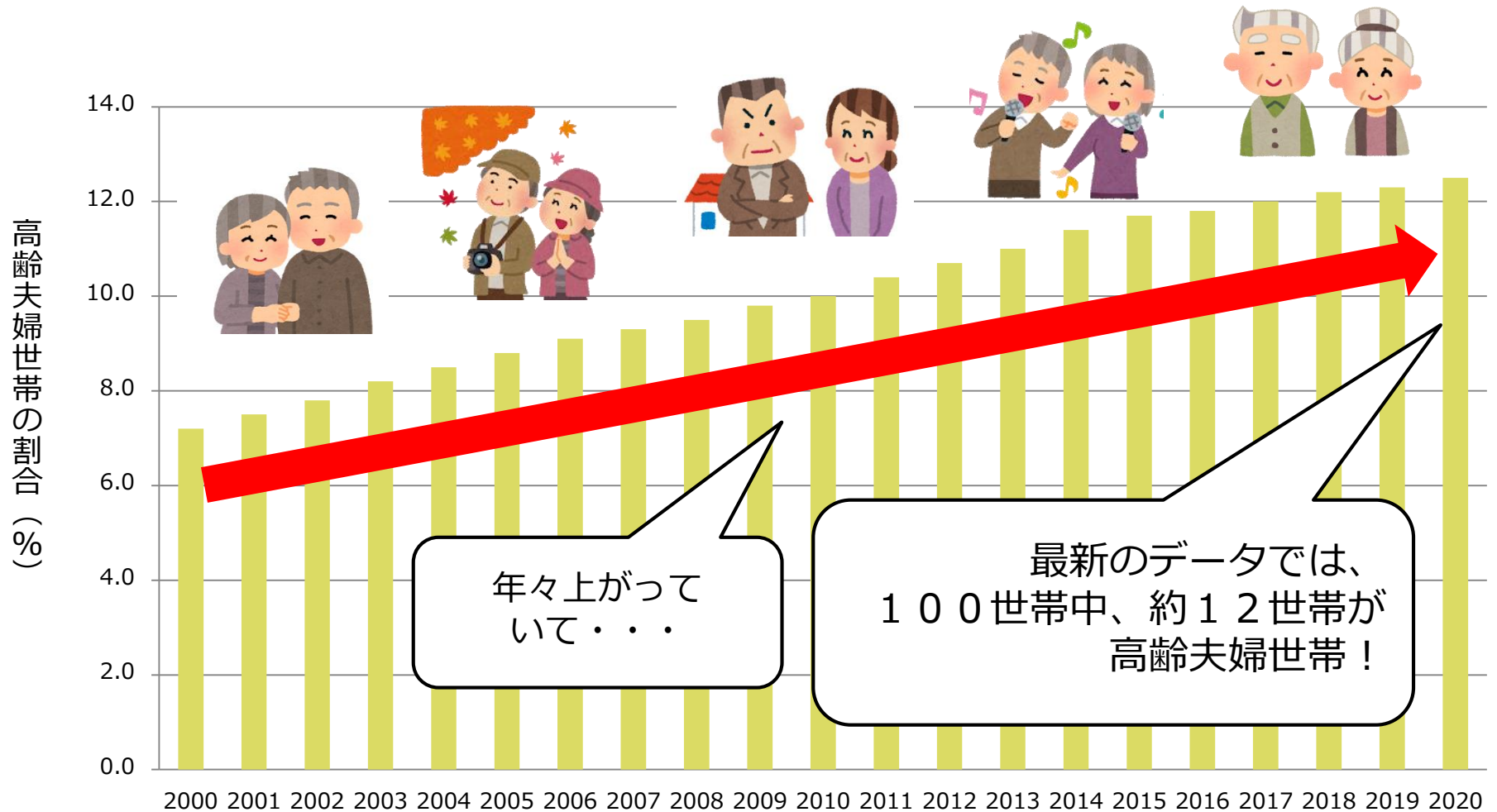
和歌山市の高齢独居世帯率

高齢独居世帯とは・・・65歳以上の高齢者の方がおひとりで生活されている世帯のことです。



和歌山市の高齢夫婦世帯率

高齢夫婦世帯とは・・・65歳以上のご夫婦のみで生活されている世帯のことです。



(出典) 総務省「国勢調査」

和歌山市の介護保険の特徴

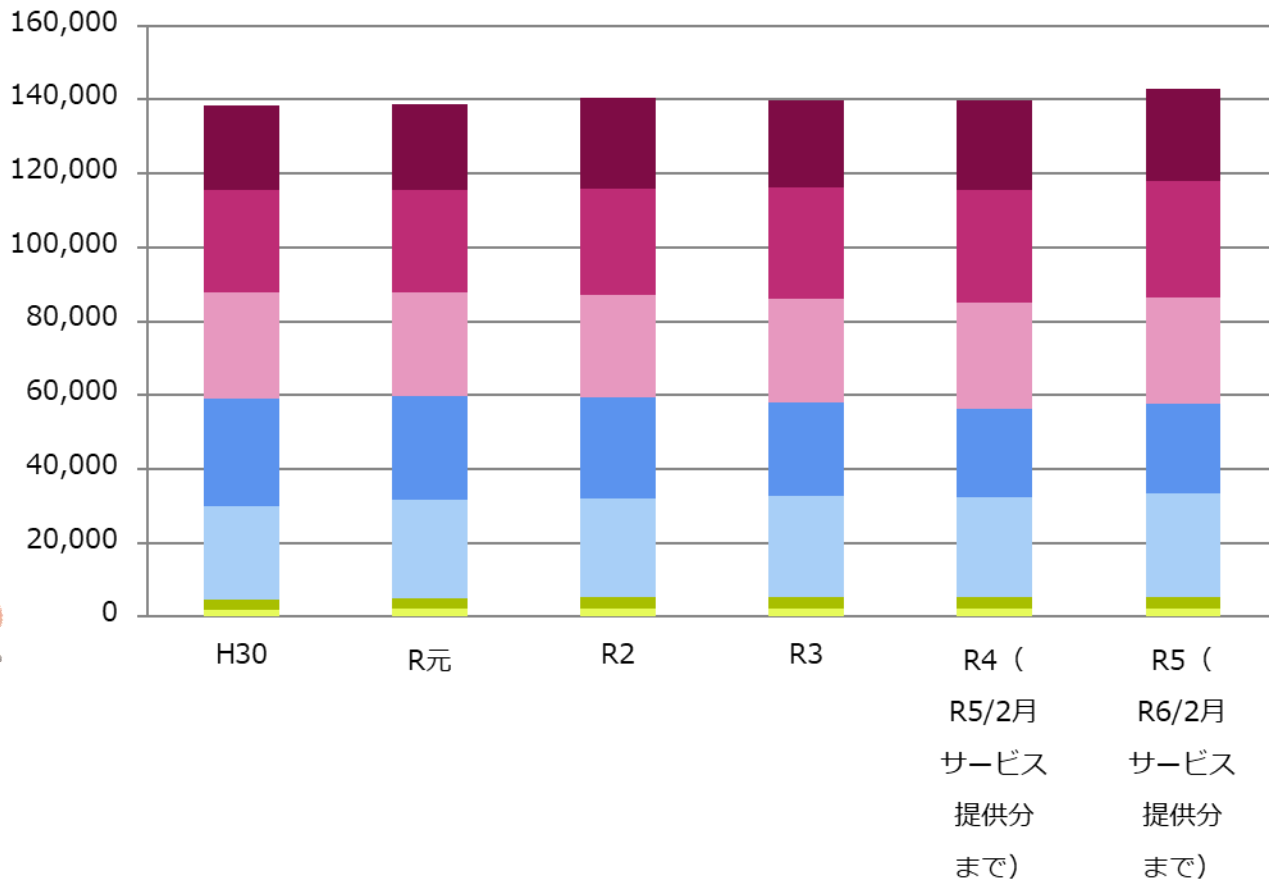
～給付月額～

給付月額については補足② (P.28) をご覧ください！

在宅および居住系サービスについては補足③ (P.29) をご覧ください！

受給者1人あたり給付月額（要介護度別）（在宅および居宅系サービス）

要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5



R5年では1人あたりの月額は約14万円みたいね

どの年も要介護1～要介護4の割合が大きいね



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

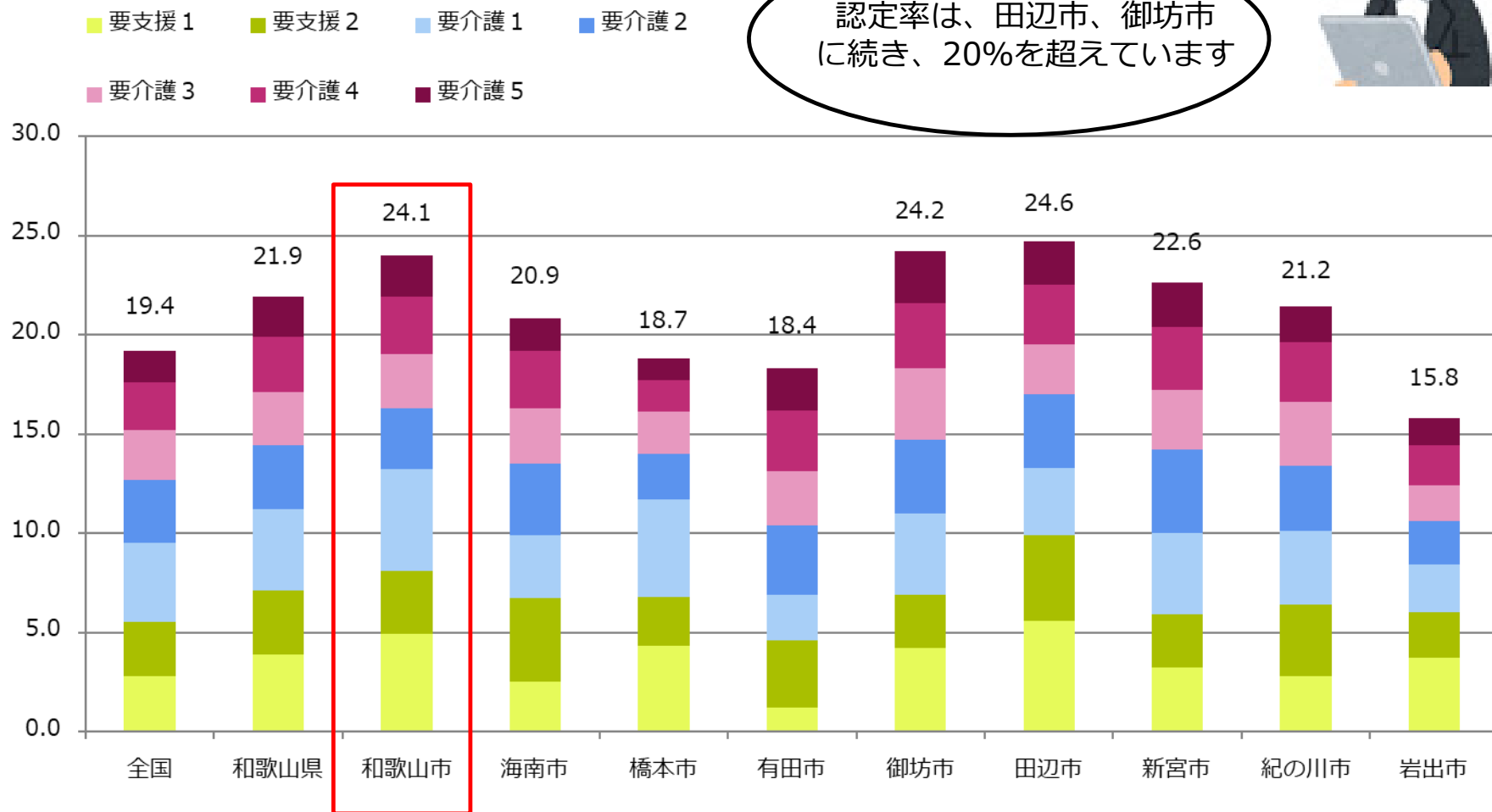
県内他市との比較

～要介護認定率（R6.3月末）～

全国平均・和歌山県平均
和歌山県下9市で
比べています！



認定率は、田辺市、御坊市
に続き、20%を超えています



（時点）令和5年（2023）
「介護保険事業状況報告」月報

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

全国平均・和歌山県平均・和歌山県下9市中トップ!

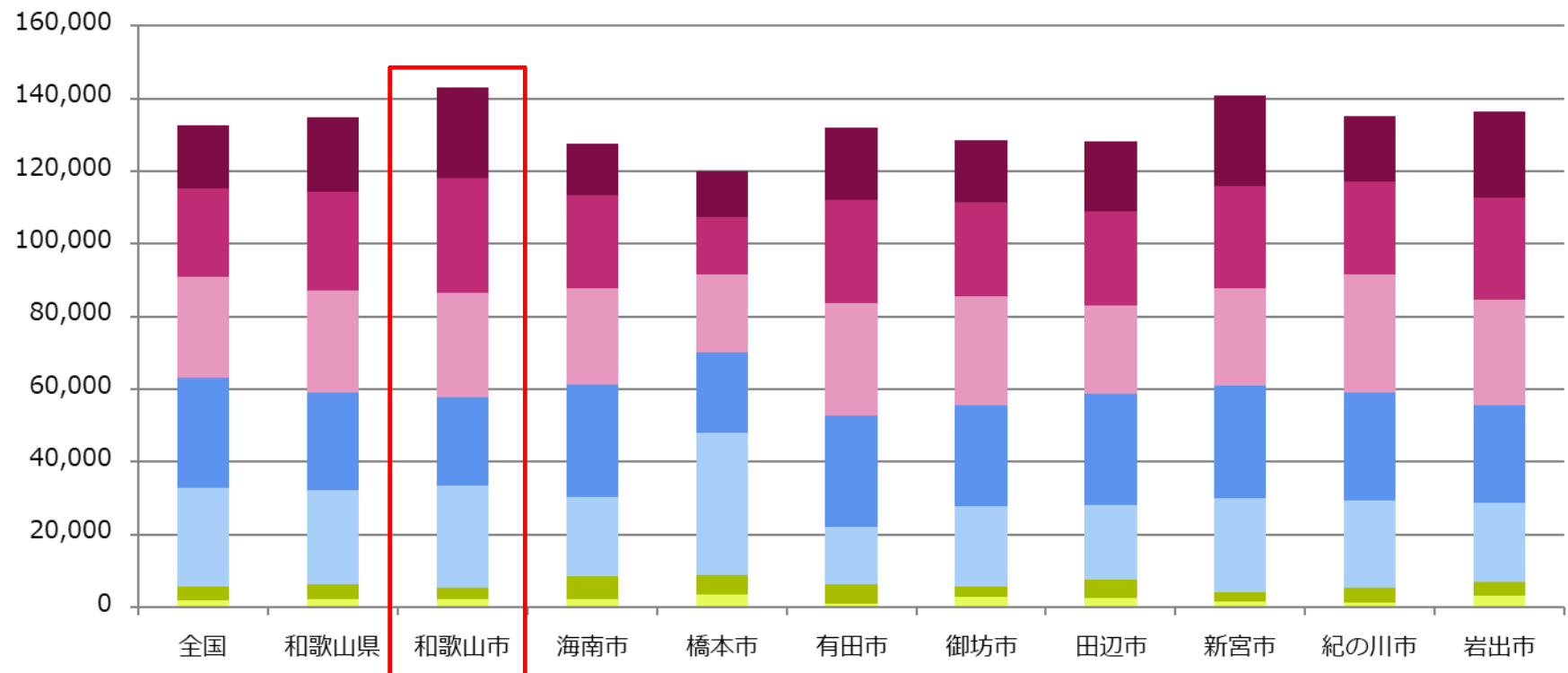
県内他市との比較

～給付月額～



受給者1人あたり給付月額（要介護度別）（在宅および居宅系サービス）

■ 要支援1 ■ 要支援2 ■ 要介護1 ■ 要介護2 ■ 要介護3 ■ 要介護4 ■ 要介護5



(時点) 令和5年(2023)

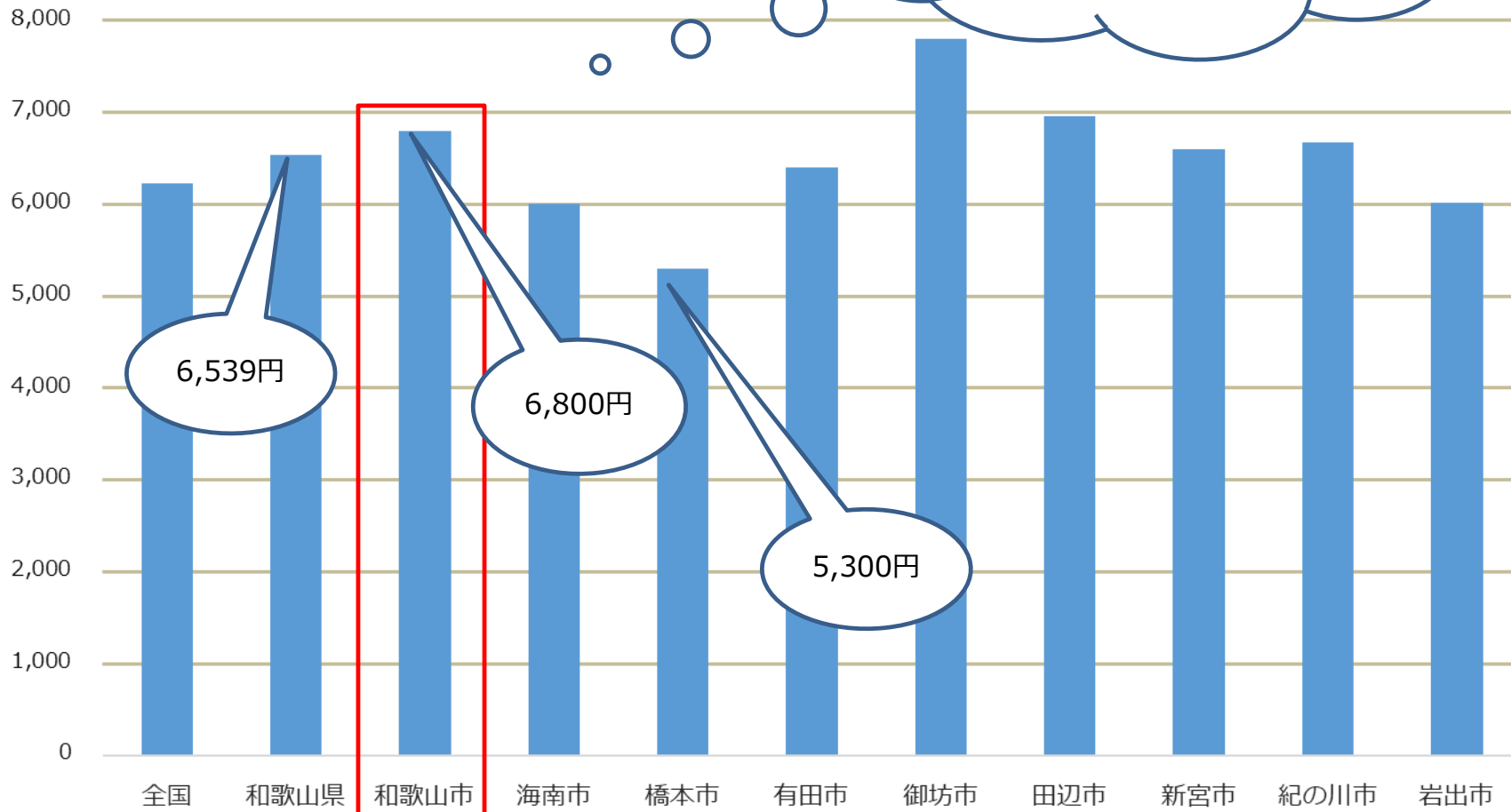
令和5年(令和6/2月サービス提供分まで)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

県内他市との比較

～保険料～

第9期（令和6年～令和8年） 基準月額（円）



（出典）厚生労働省HPより（第9期）各都道府県平均保険料基準額一覧及び（第9期）各保険者保険料基準額一覧

中核市との比較

～要介護認定率（R6.3月末）～

(%)

中核市
61市中
なんと
3位！



全国平均は19.4%
中核市平均は19.9%

※「中核市との比較」の中に、東三河広域連合の構成市のひとつとなっている豊橋市は含めていません。

1	東大阪市	25.3	21	高槻市	20.4	41	佐世保市	19.2
2	八尾市	25.2	22	船橋市	20.3	42	水戸市	19.1
3	和歌山市	24.1	23	明石市	20.3	43	横須賀市	19.1
4	尼崎市	24.1	24	高知市	20.3	44	呉市	19.0
5	豊中市	24.0	25	秋田市	20.2	45	福井市	18.8
6	姫路市	22.9	26	甲府市	20.2	46	川越市	18.5
7	函館市	22.3	27	福島市	20.1	47	松本市	18.5
8	倉敷市	22.1	28	富山市	20.1	48	郡山市	18.2
9	旭川市	21.6	29	大津市	20.1	49	長野市	18.2
10	高松市	21.4	30	寝屋川市	20.1	50	前橋市	18.1
11	松山市	21.4	31	久留米市	20.1	51	高崎市	17.8
12	長崎市	21.4	32	西宮市	19.9	52	川口市	17.8
13	岐阜市	21.3	33	金沢市	19.8	53	一宮市	17.6
14	福山市	21.2	34	松江市	19.8	54	越谷市	17.4
15	下関市	21.2	35	大分市	19.8	55	柏市	17.4
16	奈良市	21.0	36	青森市	19.7	56	宇都宮市	17.2
17	いわき市	20.9	37	八王子市	19.7	57	岡崎市	16.9
18	吹田市	20.8	38	枚方市	19.3	58	山形市	16.6
19	盛岡市	20.5	39	鳥取市	19.3	59	宮崎市	16.4
20	鹿児島市	20.5	40	那覇市	19.3	60	八戸市	16.0
						61	豊田市	15.9

(時点) 令和5年(2023)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

中核市との比較 ～給付月額～

受給者1人あたり給付月額（在宅および居住系サービス）
令和5年（令和6/2月サービス提供分まで）（円）

中核市61市中
10位！



全国平均は132,661円
中核市平均は134,126円

※「中核市との比較」の中に、東三河広域連合の構成市のひとつとなっている豊橋市は含めていません。

1	宮崎市	155,726	21	一宮市	136,865	41	高知市	130,943
2	八尾市	153,824	22	鳥取市	136,740	42	川越市	130,252
3	青森市	153,731	23	金沢市	136,538	43	岡崎市	129,990
4	那覇市	152,370	24	盛岡市	136,305	44	富山市	129,817
5	八戸市	147,731	25	高松市	136,102	45	柏市	129,473
6	寝屋川市	145,190	26	大分市	135,521	46	松江市	128,869
7	高崎市	143,833	27	山形市	135,512	47	秋田市	127,802
8	甲府市	143,430	28	松山市	135,450	48	郡山市	127,409
9	久留米市	143,217	29	水戸市	134,977	49	福島市	126,941
10	和歌山市	142,904	30	尼崎市	134,931	50	八王子市	125,959
11	豊中市	141,511	31	高槻市	133,951	51	倉敷市	125,617
12	鹿児島市	141,153	32	西宮市	132,800	52	長野市	125,556
13	枚方市	140,564	33	長崎市	132,626	53	豊田市	123,870
14	岐阜市	140,181	34	福井市	132,518	54	松本市	123,183
15	旭川市	138,992	35	奈良市	132,247	55	福山市	122,485
16	東大阪市	138,666	36	越谷市	131,819	56	宇都宮市	122,384
17	吹田市	137,877	37	佐世保市	131,512	57	明石市	122,057
18	船橋市	137,447	38	大津市	131,265	58	姫路市	121,059
19	前橋市	137,441	39	函館市	131,149	59	下関市	120,624
20	川口市	136,904	40	横須賀市	131,096	60	いわき市	120,579
						61	呉市	114,227

（時点）令和5年（2023）

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

中核市との比較 ～保険料～

第9期（令和6年～令和8年）
基準月額（円）

中核市6 1市中
9位！

一番高い尼崎市と
の差は693円
一番低い豊田市と
の差は1,500円
です。

1	尼崎市	7,493
2	東大阪市	7,093
3	八尾市	7,089
4	豊中市	6,998
5	岐阜市	6,900
6	那覇市	6,876
7	大分市	6,852
8	青森市	6,824
9	長崎市	6,800
9	和歌山市	6,800
11	寝屋川市	6,690
12	松山市	6,650
13	函館市	6,640
14	高松市	6,633
15	富山市	6,600
15	福井市	6,600
15	船橋市	6,600
18	高崎市	6,592
19	金沢市	6,590
20	松江市	6,554
21	福島市	6,500

22	福山市	6,483
23	甲府市	6,482
24	倉敷市	6,450
24	前橋市	6,450
26	西宮市	6,400
27	久留米市	6,358
29	一宮市	6,317
30	いわき市	6,300
30	宮崎市	6,300
30	郡山市	6,300
33	吹田市	6,280
34	枚方市	6,276
35	盛岡市	6,267
36	鹿児島市	6,241
37	秋田市	6,232
38	奈良市	6,220
39	姫路市	6,200
39	明石市	6,200
41	旭川市	6,190
42	鳥取市	6,100

42	水戸市	6,100
42	横須賀市	6,100
42	高槻市	6,100
46	川口市	6,076
47	越谷市	6,000
48	八王子市	5,950
49	高知市	5,936
50	川崎市	5,830
51	佐世保市	5,817
52	八戸市	5,800
52	山形市	5,800
52	柏市	5,800
55	松本市	5,780
56	宇都宮市	5,735
28	大津市	5,715
57	岡崎市	5,700
58	長野市	5,670
59	下関市	5,500
59	呉市	5,500
61	豊田市	5,300

全国平均は6,225円
中核市平均は6,305円

※「中核市との比較」の中に、東三河広域連合の構成市のひとつとなっている豊橋市は含めていません。

（出典）厚生労働省HPより（第9期）各都道府県平均保険料基準額一覧及び（第9期）各保険者保険料基準額一覧

和歌山市 介護保険の現状まとめ①



高齢化率

- ・年々上がっており、令和5年では100人中約31人が65歳以上の高齢者 少子高齢化の中、今後も上昇すると思われる

認定率

- ・令和6年3月末時点では、65歳以上の高齢者の100人中約24人が介護保険の要介護または要支援の認定を受けている

介護保険料

- ・第1期～第6期まで上昇、第7期～第8期は据え置き、第9期で上昇

和歌山市 介護保険の現状まとめ②



高齢独居世帯率

- 毎年上がっており、最新データでは **100世帯中約16世帯** がひとり暮らしの高齢者世帯

高齢夫婦世帯率

- 毎年上がっており、最新データでは **100世帯中約12世帯** が高齢夫婦世帯

和歌山市 介護保険の特徴まとめ



和歌山市

- ・在宅及び居住系サービスの受給者1人あたりの給付月額、約14万円

他市と比較して

- ・要介護認定率は、県内他市との比較では3番目に高く、**中核市の中では3番目に高い**
- ・受給者1人あたりの給付月額は、**県内他市との比較ではトップ**、中核市の中では10番目に高い
- ・保険料は、和歌山県の平均とほぼ同額であり、**中核市の中では9番目に高い**



現状と特徴から考えられること

介護を必要とする人の増加

介護サービス利用の増加

高齢化率 ↑

認定率 ↑

サービス費
給付額 ↑

介護保険料
上昇!

高齢者を支える若年層と中年層が減少すると・・・

給付額が増えると・・・

※若年層とは、15～34歳の方々を表し、
中年層とは、35～64歳の方々を表しています。



現状と特徴のはてな

要介護認定率 24.1%
(県内他市中3番目・中核市中3番目)

なぜ要介護認定率
が高いんだろう？



調べてみると・・・



要介護認定を受けている方のうち、サービスを利用している方の率は約78%となっています。
(令和6年5月現在)

?

要介護認定を受けているのに、サービスを利用していないのはどうしてかな？

必要になったときすぐに介護サービスを使えるよう、あらかじめ認定を受けているんじゃないかな？



必ず要介護認定を受けておかないと、すぐに介護サービスを使えないという**誤解**があるのでは・・・？



介護保険制度では、要介護認定申請と同時にケアマネジャーに「暫定プラン」を作成してもらい、介護サービスを利用することもできます。

また、1人の方を要介護認定するための主な費用は

医師に意見書を作成してもらうために必要な費用 約4,700円

認定調査に必要な費用 約4,200円

認定審査に必要な費用 約2,600円

合計
約11,500円
かかっています
(令和5年度実績)

事前に要介護認定を受けておかなくても、介護サービスを利用することができるんだね！



介護保険法では



第一条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第四条（国民の努力及び義務）

※一部抜粋

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保険医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。



第五条（国及び地方公共団体の責務）

※一部抜粋

国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

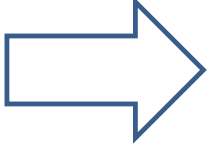
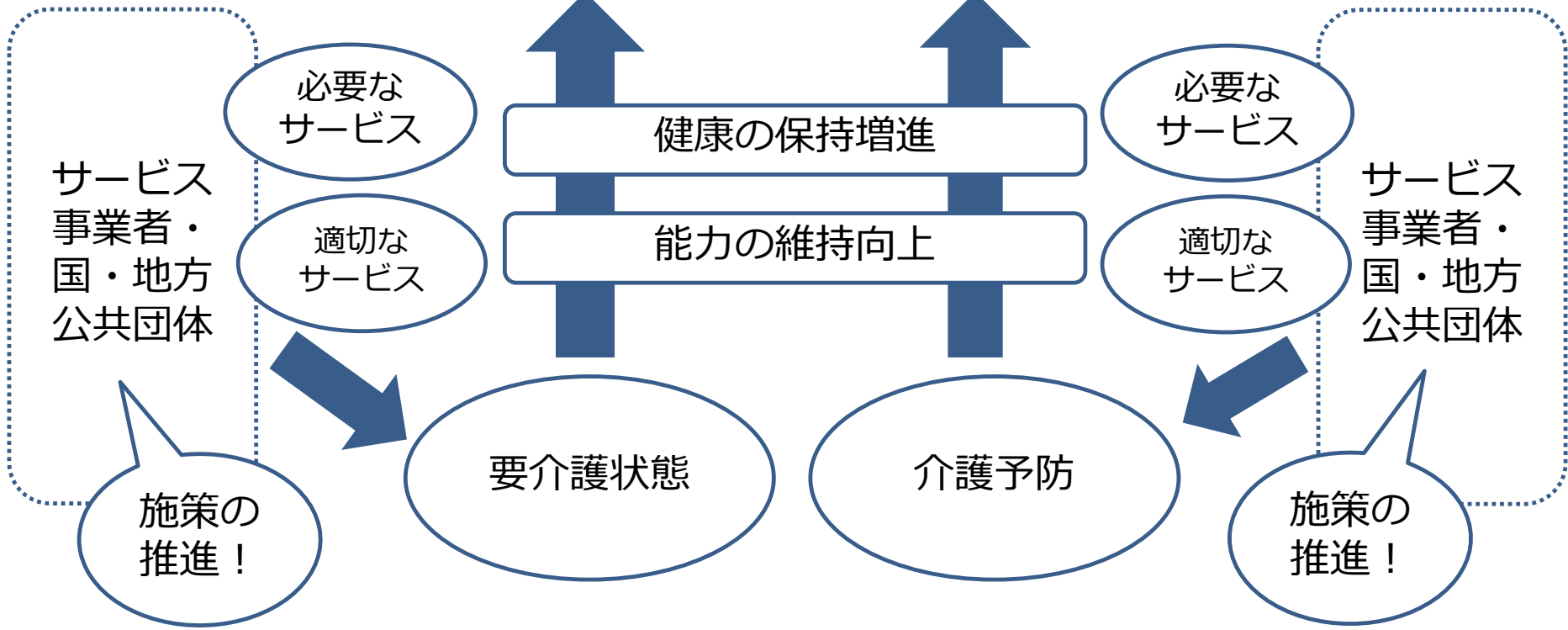
第七十三条（指定居宅サービスの事業の基準）

※一部抜粋

指定居宅サービス事業者は、次条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。



自立した日常生活
 (できることを、自分らしく)
 を営むことを推進!



和歌山市でも、**介護予防・日常生活支援総合事業（地域包括支援課）**
給付適正化事業（介護保険課）として進行中！

最後に



和歌山市の現状と特徴を把握することで、“介護”に対する認識を深めていただき、これからの生活をより快適に送るための参考としていただきましたら幸いです。

ご覧いただきありがとうございました！





補足①



基準月額とは

65歳以上の方の介護保険料基準額を月額であらわしたものです。

÷ 12か月

介護保険料
基準額

和歌山市で介護保険
給付にかかる費用

×

65歳以上の人の
負担分（23%）

=

和歌山市の65歳以上の人数

介護保険料基準額

×

保険料率

=

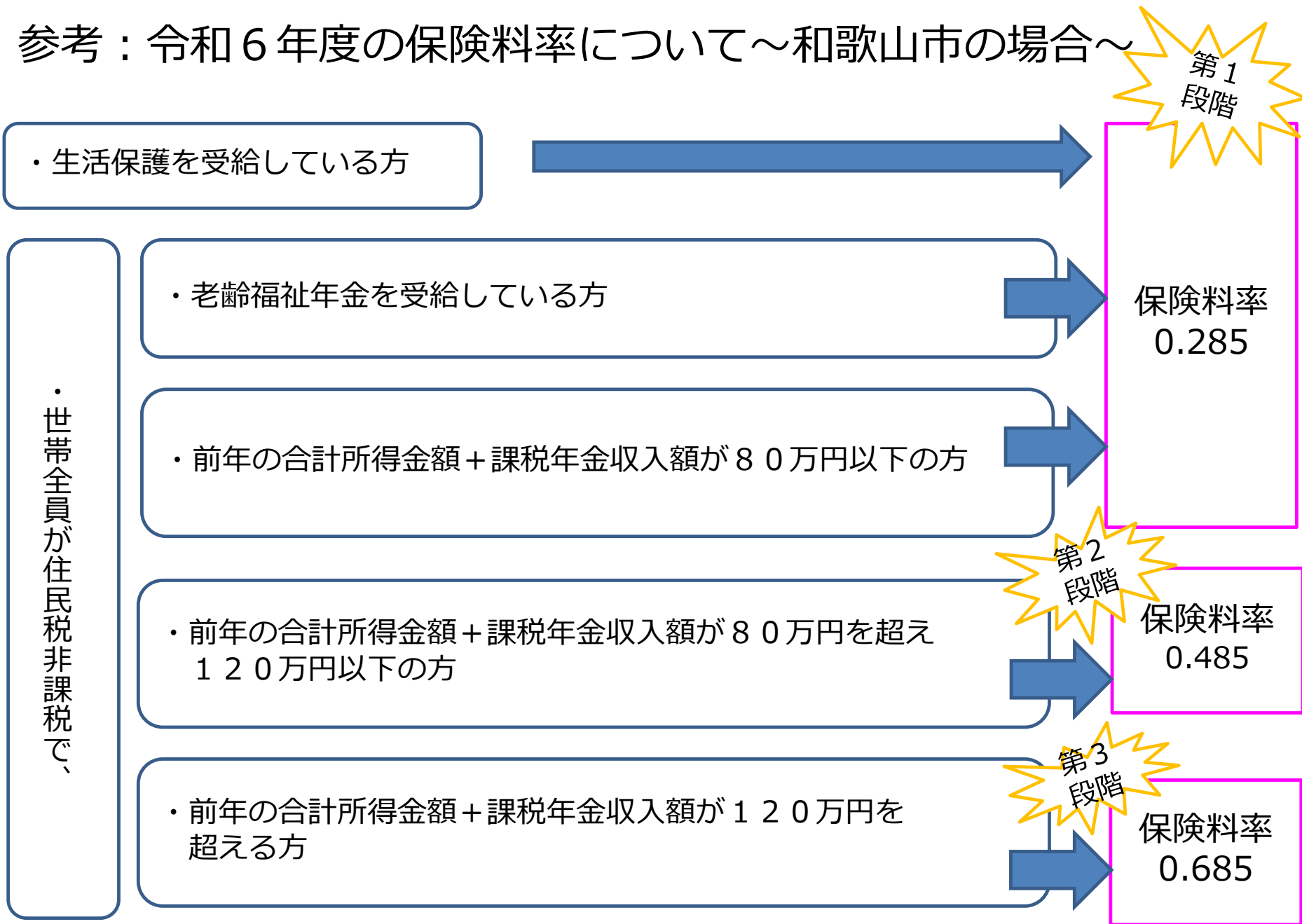
介護保険料



所得に応じて変わります！



参考：令和6年度の保険料率について～和歌山市の場合～



参考：令和6年度の保険料率について～和歌山市の場合～



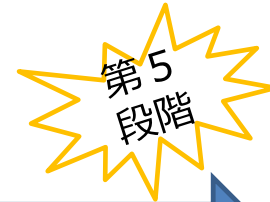
・世帯の誰かに住民税が課税されているが、
本人は非課税

・前年の合計所得金額
+ 課税年金収入額が80万円以下の方



保険料率
0.9

・前年の合計所得金額
+ 課税年金収入額が80万円を超える方



保険料率
1.0



参考：令和6年度の保険料率について～和歌山市の場合～

・本人が住民税課税で、

・前年の合計所得金額が
120万円未満の方



第6
段階

保険料率
1.2

・前年の合計所得金額が
120万円以上210万円未満の方



第7
段階

保険料率
1.3

・前年の合計所得金額が
210万円以上320万円未満の方



第8
段階

保険料率
1.5

・前年の合計所得金額が
320万円以上400万円未満の方



第9
段階

保険料率
1.7

・前年の合計所得金額が
400万円以上520万円未満の方



第10
段階

保険料率
1.9

参考：令和6年度の保険料率について～和歌山市の場合～

・本人が住民税課税で、

・前年の合計所得金額が
520万円以上620万円未満の方



第11
段階

保険料率
2.1

・前年の合計所得金額が
620万円以上720万円未満の方



第12
段階

保険料率
2.3

・前年の合計所得金額が
720万円以上800万円未満の方



第13
段階

保険料率
2.4

・前年の合計所得金額が
800万円以上1,000万円未満の方



第14
段階

保険料率
2.5

・前年の合計所得金額が
1,000万円以上の方



第15
段階

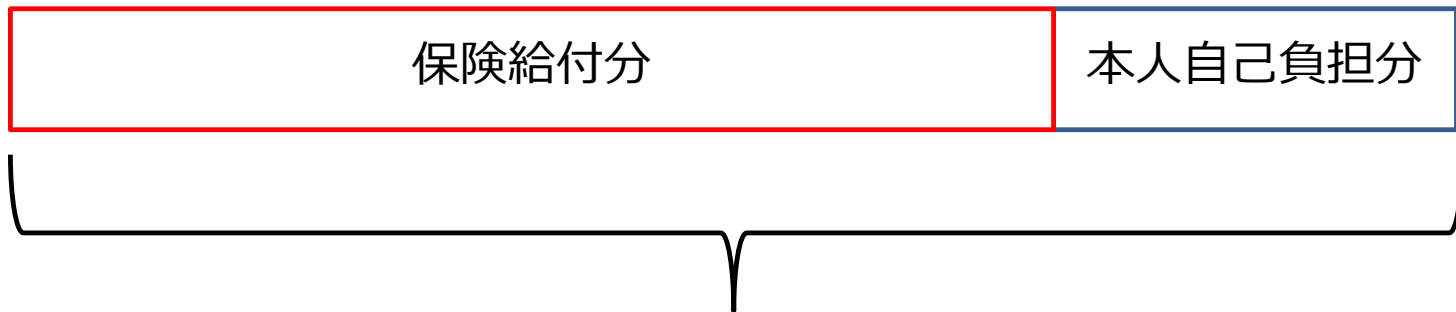
保険料率
2.6



補足②



給付月額とは



介護サービスを利用した時にかかる費用は、保険給付（公費・保険料）からまかなわれる部分と、利用者の方が支払う部分（1割～3割の本人自己負担分）があります。

給付月額とは、**1か月に支払われた保険給付分のこと**です。





補足③

在宅サービスとは



訪問介護、通所介護、短期入所生活介護（ショートステイ）など、自宅で暮らしながら利用できる介護サービスのことです。

居住系サービスとは



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）を利用されている方にかかる介護サービスのことです。

他にも、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に入所されている方にかかる介護サービスである施設サービスがあります。

